

(介護予防) 訪問介護 めぐみの会 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社メディカル・アートが開設するめぐみの会（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 めぐみの会
- 二 所在地 住所 東京都練馬区石神井町5丁目3-22 2F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 3名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 30名以上
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。
- 四 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間行う。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、その1～3割の額とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他（ ）
- 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他（ ）
- 三 通院等乗降介助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 事業所から、通常の実施地域を越えて1kmにつき 20円徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、練馬区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内に行う
- 二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社メディカル・アートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第10条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村に報告する。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - ・高齢者虐待防止担当：管理者

(サービス提供に関する相談、苦情について)

第 11 条 苦情処理の受付

【事業者の窓口】	所在地 〒177-0041 東京都練馬区石神井町 5-3-22・2 階	
めぐみの会	TEL 03-5372-2783	
	受付時間 9:00～18:00(月～金) 担当 松原 純子	
【行政の窓口】	所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1	
練馬区役所	TEL 03-3993-1111(代表) 受付時間 8:30～17:15	
国保連合会 (苦情相談窓口)	東京都千代田区飯田橋 3-5-1	TEL 03-6238-0177
地域包括支援センター	別紙一覧表	
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	東京都練馬区豊玉北 6-12-1 西庁舎3階	TEL 03-3993-1344
東京都社会福祉協議会	東京都新宿区神楽河岸 1-1	TEL 03-3268-7171

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じる。

2 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成 30 年 05 月 01 日から施行する。

この規定は、令和 04 年 10 月 01 日から施行する。

この規定は、令和 06 年 03 月 01 日から施行する。

この規定は、令和 06 年 04 月 01 日から施行する。

この規定は、令和 06 年 06 月 01 日から施行する。

訪問介護(介護予防訪問介護)・第一号訪問事業(訪問型サービス) 別紙料金表

訪問介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163	1,858円	186円	372円	558円
	20分以上30分未満	244	2,781円	279円	557円	835円
	30分以上1時間未満	387	4,411円	442円	883円	1,324円
	1時間以上	567	6,463円	647円	1,293円	1,939円
	1時間を超えて30分を増すごとに	+82	934円	94円	187円	281円
生活援助	20分以上45分未満	179	2,040円	204円	408円	612円
	45分以上	220	2,508円	251円	502円	753円
通院等乗降介助 ※届出がある場合に算定	1回につき	97	1,105円	111円	221円	332円

(介護予防訪問介護)・第一号訪問事業(訪問型サービス) 費

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
	訪問型サービスⅠ	1,141	13,007円	1,301円	2,602円	3,903円
	訪問型サービスⅡ	2,279	25,980円	2,598円	5,196円	7,794円
	訪問型サービスⅢ	3,615	41,211円	4,122円	8,243円	12,364円

- 注 高齢者虐待防止措置未実施の場合
注 特定事業所加算(Ⅰ)を算定する場合
注 特定事業所加算(Ⅱ)を算定する場合
注 特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合
注 特定事業所加算(Ⅳ)を算定する場合
注 特定事業所加算(Ⅴ)を算定する場合
注 同一建物減算の対象となる場合は以下のとおり
①同一の敷地内、隣接する敷地内の建物に居住する利用者へのサービスの場合
②事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者へのサービスの場合
③事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物の利用者へのサービスの場合
④事業所の総利用者数のうち事業所と同一建物等に居住する利用者の割合が9割以上の場合)

上記単位数の1%減
上記単位数の20%増
上記単位数の10%増
上記単位数の10%増
上記単位数の3%増
上記単位数の3%増
上記単位数の10%減
上記単位数の10%減
上記単位数の15%減
上記単位数の12%減

- * 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合
* 深夜(22:00~6:00)の場合
* 訪問介護員2名派遣の場合

上記単位数の25%増し
上記単位数の50%増し
上記単位数×200/100

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	+100	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	+100	000円	000円	000円	000円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		+200	000円	000円	000円	000円
口腔連携強化加算	1月に1回が限度	+50	000円	000円	000円	000円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	+3	000円	000円	000円	000円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		+4	000円	000円	000円	000円
	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定)					
	※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					
	処遇改善加算の単位数			利用料 (10割分)		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×24.5% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数×1単位の単価		